

指 導 検 査 基 準（指定居宅訪問型児童発達支援）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）

「都条例139」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

「都規則167」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）

「障発0330第12通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

「平24厚労告122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

「障発0330第16通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針 1 一般原則	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定居宅訪問型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定居宅訪問型児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第3条第1項</p> <p>都条例139 第3条第2項</p> <p>都条例139 第3条第3項</p> <p>都条例139 第3条第4項 令和5年5月9日付5福保 障施第319号「施設・ 事業所における虐待防 止体制の整備の徹底に ついて（通知）」</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 基本方針	<p>指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、適切かつ効果的な支援を行っているか。</p>	都条例139 第79条の2	
第2 人員基準 1 従業者の員数	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 従業者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に3年以上従事した者であるか。</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1人以上 児童発達支援管理責任者のうち、1以上は、専ら当該指定居宅型児童発達支援事業所の職務に従事する者になっているか。</p>	児福法第21条の5の19 第1項 都条例139 第79条の3 都規則167 第21条の2	
2 管理者	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において指定居宅訪問型児童発達支援事業所に管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者になっているか。ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を合わせて兼ねる場合は除く。</p>	都条例139 第79条の4 (第7条第1項準用) 都条例139 第79条の4 (第7条第2項準用)	
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものになっているか。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	児福法第21条の5の19 第2項 都条例139 第79条の5第1項 都条例139 第79条の5第2項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量等の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p>	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者との間で当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援の内容 ウ 当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供開始年月日 オ 指定居宅訪問型児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の障害児の利用について区市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項 都条例139第79条の9（第16条第1項準用）</p> <p>都条例139第79条の9第16条第2項準用 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発0330第12通知第六3（4）（第三3（2）準用）</p> <p>都条例139第79条の9（第17条第1項準用） 都条例139第79条の9（第17条第2項準用）</p> <p>都条例139第79条の9（第17条第3項準用） 都条例139第79条の9（第17条第4項準用）</p> <p>都条例139第79条の9（第18条準用）</p> <p>都条例139第79条の9（第19条準用）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 サービス提供困難時の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例139 第79条の9 (第20条準用)	
6 受給資格の確認	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例139 第79条の9 (第21条準用)	
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例139 第79条の9 (第22条第1項準用)	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	都条例139 第79条の9 (第22条第2項準用)	
8 心身の状況等の把握	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例139 第79条の9 (第23条準用)	
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例139 第79条の9 (第24条第1項準用)	
10 身分を証する書類の携行	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例139 第79条の9 (第24条第2項準用)	
	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、居宅への初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	都条例139 第79条の6	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第25条第1項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) 第三3(10)①準用</p> <p>都条例139 第79条の9 (第25条第2項準用)</p>	
12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障害児の便益を向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当であるものに限られ、障害児やその家族等に対して寄附金を強要することや、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について通所給付決定保護者に書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。 ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第26条第1項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(11)準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第26条第2項準用)</p>	
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)及び(2)に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合にのみ、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までに規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(3)の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該交通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139 第79条の7第1項</p> <p>都条例139 第79条の7第2項</p> <p>都条例139 第79条の7第3項</p> <p>都条例139 第79条の7第4項</p> <p>都条例139 第79条の7第5項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定居宅型児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	都条例139 第79条の9 (第28条準用)	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	都条例139 第79条の9 (第29条第1項準用) 都条例139 第79条の9 (第29条第2項準用)	
16 指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。また、支援上必要な事項に、居宅訪問型児童発達支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、自らその提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 ※ 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p>	都条例139 第79条の9 (第30条第1項準用) 都条例139 第79条の9 (第30条第2項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(15)②準用) 社会福祉法第78条 都条例139 第79条の9 (第30条第3項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(15)③準用) 平成24年9月7日24福保 第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 居宅訪問型児童発達支援計画の作成等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定居宅訪問型児童発達支援に係る居宅訪問型児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者及び障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容、指定居宅訪問型児童発達支援の提供上の留意事項その他必要な事項を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該居宅訪問型児童発達支援計画の原案に含めるよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第11条第2項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第12条第2項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第12条第3項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第12条第4項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、居宅訪問型児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成にあたっては、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該居宅訪問型児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成後、当該居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(9) 居宅訪問型児童発達支援計画に変更のあった場合、（2）から（6）に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 （第12条第5項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第12条第6項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第12条第7項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第12条第8項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第12条第9項準用）</p>	
18 児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、17に規定する（2）から（8）までの業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19に規定する相談及び援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	都条例139 第79条の9 （第12条第1項準用）	
19 相談及び援助	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例139 第79条の9 （第31条準用）	
20 指導、訓練等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、（1）から（3）までに規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 （第32条第1項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第32条第2項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第32条第3項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第32条第4項準用）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第34条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第34条第2項準用)</p>	
22 緊急時等の対応	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定居宅訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第36条準用)</p>	
23 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第37条準用)</p>	
24 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第11条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第11条第3項準用)</p>	
25 運営規程	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、各指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項</p> <p>キ 緊急時等の対応方法</p> <p>ク 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>ケ その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例139 第79条の8</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することができるよう、各指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該居宅訪問型児童発達支援事業所の従業員の勤務体制を定めているか。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、各指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業員によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことができる。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、適切な指定居宅訪問型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第14条第1項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(27)①準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第14条第2項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(27)②準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第14条第3項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(27)③準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第14条第4項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(27)④準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
26の2 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 （第14条の2第1項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第14条の2第2項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第14条の2第3項準用）</p>	
27 安全計画の策定等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定居宅訪問型児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定居宅訪問型児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79の9条 準用(第51条の2第1項)</p> <p>都条例139 第79の9条 準用(第51条の2第2項)</p> <p>都条例139 第79の9条 準用(第51条の2第3項)</p> <p>都条例139 第79の9条 準用(第51条の2第4項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
28 自動車を運行する場合の所在の確認	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	都条例139 第79の9条 準用(第51条の3第1項)	
29 衛生管理等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第39条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第39条第2項準用) 都規則167 第8条の2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
30 協力医療機関	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	都条例139 第79条の9 (第40条準用)	
31 掲示	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を指定居宅訪問型児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。)	都条例139 第79条の9 (第41条第1項準用) 都条例139 第79条の9 (第41条第2項準用)	
32 身体的拘束等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。 (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。 (3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	都条例139 第79条の9 (第42条第1項準用) 都条例139 第79条の9 (第42条第2項準用) 都条例139 第79条の9 (第42条第3項準用) 都規則167 第8条の3	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
33 虐待等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第43条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第43条第2項準用)</p> <p>都規則167 第8条の4</p>	
34 秘密保持等	<p>(1) 管理者及び指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第45条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第45条第2項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第45条第3項準用)</p>	
35 情報の提供等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定居宅訪問型児童発達支援を利用することができるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第68条の2第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第68条の2第2項準用)</p>	
36 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第47条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第47条第2項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
37 苦情解決	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅訪問型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第85条に規定する運営適正委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第48条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第48条第2項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第48条第3項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第48条第4項準用)</p>	
38 地域との連携等	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第49条第1項準用)</p>	
39 事故発生時の対応	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流失等） コ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第50条第1項準用) 令和5年5月9日付5福保 障施第320号「施設・ 事業所における事故等 防止対策の徹底につい て(通知)」</p> <p>都条例139 第79条の9 (第50条第2項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
40 会計の区分	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所において経理を区分するとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	都条例139 第79条の9 (第52条準用)	
41 記録の整備	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11(1)に規定する提供した指定居宅訪問型児童発達支援に係る提供の記録</p> <p>イ 17に規定する居宅訪問型児童発達支援計画</p> <p>ウ 23の規定による区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 30(2)に規定する身体拘束等の記録</p> <p>オ 35(2)に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 37(1)に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第53条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第53条第2項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、次に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定医療機関の設置者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>児福法第21条の5の20第3項 児福法施行規則第18条の35第1項第4号及び第3項 児福法施行規則第18条の29の2</p> <p>児福法第21条の5の18第3項 児福法第21条の5の26第1項 児福法施行規則第18条の37</p> <p>児福法第21条の5の26第2項及び第3項 児福法施行規則第18条の38</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第6 障害児通所給付費の算定及び取り扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 居宅訪問型児童発達支援給付費</p>	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 次の厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ア 訪問支援員が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 イ 訪問支援員が、障害児に対する直接支援業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者</p> <p>(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ア 訪問支援員が、人員基準を満たしていない場合 (ア) 1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70 (イ) 減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たさない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50 イ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合 (ア) その翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70 (イ) 減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たさない場合は、減算が適用された5月目から解消されるに至った月までの間 100分の50 ウ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合 (ア) その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70 (イ) 減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50</p>	<p>児福法第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122の一</p> <p>平24厚労告122の二</p> <p>平24厚労告122別表第4の1の注1</p> <p>平24厚労告122別表第4の1の注2 障発0330第16通知第二2(4)①</p> <p>平24厚労告122別表第4の1の注3(1) 障発0330第16通知第二1(6)</p> <p>平24厚労告122別表第4の1の注3(2)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 通所施設移行支援加算 4 利用者負担上限額管理加算 5 福祉・介護職員処遇改善加算 6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(4) 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第4の1の注4	
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、第4の32の(2)又は(3)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告122 別表第4の1の注5	
	指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第4の2の注	
	指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第4の3の注	
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から4までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から4までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 2から4までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	平24厚労告122 別表第4の4の注	
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、2から4までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第4の5の注	
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業者等が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援等を行った場合は、第6の2から4までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第4の6の注	

指 導 検 査 基 準（指定保育所等訪問支援）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）

「都条例139」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

「都規則167」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）

「障発0330第12通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

「平24厚労告122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

「障発0330第16通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針 1 一般原則	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定保育所等訪問支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定保育所等訪問支援を提供しているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。 (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例139 第3条第1項 都条例139 第3条第2項 都条例139 第3条第3項 都条例139 第3条第4項 令和5年5月9日付5福保 障施第319号「施設・事 業所における虐待防止 体制の整備の徹底につ いて（通知）」	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 基本方針	<p>保育所等訪問支援に係る指定通所支援の事業（以下「指定保育所等訪問支援」という。）は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、支援を適切かつ効果的に行っているか。</p>	都条例139 第80条	
第2 人員基準 1 従業者の員数	<p>指定保育所等訪問支援事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。また、従業者は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者であるか。</p> <p>ア 訪問支援員 訪問支援を行うために必要な数 イ 児童発達支援管理責任者 1人以上 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者になっているか。</p>	<p>児福法第21条の5の19 第1項</p> <p>都条例139 第81条 都規則167 第22条 障発0330第12通知 第七の1</p>	
2 管理者	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所において指定保育所等訪問支援事業所を管理する者（以下「管理者」という。）を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の管理に係る職務に従事する者になっているか。ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を合わせて兼ねる場合は除く。</p>	<p>都条例139第82条 準用（第7条第1項）</p> <p>都条例139第82条 準用（第7条第2項）</p>	
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものになっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>児福法第21条の5の19 第2項 都条例139第83条 準用（第79条の5第1項）</p> <p>都条例139第83条 準用（第79条の5第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量等の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者との間で当該指定保育所等訪問支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定保育所等訪問支援の内容 ウ 当該指定保育所等訪問支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定保育所等訪問支援の提供開始年月日 オ 指定保育所等訪問支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、当該指定保育所等訪問支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由なく、指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の障害児の利用について区市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力するよう努めているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項 都条例139第87条準用（第16条第1項）</p> <p>都条例139第87条準用（第16条第2項） 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発0330第12通知第七の3 準用（第三の3（2））</p> <p>都条例139第87条準用（第17条第1項）</p> <p>都条例139第87条準用（第17条第2項）</p> <p>都条例139第87条準用（第17条第3項）</p> <p>都条例139第87条準用（第17条第4項）</p> <p>都条例139第87条準用（第18条）</p> <p>都条例139第87条準用（第19条）</p> <p>都条例139第87条準用（第20条）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
6 受給資格の確認	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例139第87条 準用（第21条）	
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	都条例139第87条 準用（第22条第1項） 都条例139第87条 準用（第22条第2項）	
8 心身の状況等の把握	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例139第87条 準用（第23条）	
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例139第87条 準用（第24条第1項） 都条例139第87条 準用（第24条第2項）	
10 身分を証する書類の携行	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、施設への初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	都条例139第87条 準用（第79条の6）	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度、記録しているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、（1）の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。	都条例139第87条 準用（第25条第1項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三の3（10） ①） 都条例139準用第87条 準用（第25条第2項）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることに限られているか。 13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により通所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>都条例139第87条 準用(第26条第1項) 障発0330第12通知 第七の3 準用(第三の3(11))</p> <p>都条例139第87条 準用(第26条第2項)</p>	
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行う指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)及び(2)において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供した場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)から(3)に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問事業者は、(3)の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該交通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用(第79条の7第1項)</p> <p>都条例139第87条 準用(第79条の7第2項)</p> <p>都条例139第87条 準用(第79条の7第3項)</p> <p>都条例139第87条 準用(第79条の7第4項)</p> <p>都条例139第87条 準用(第79条の7第5項)</p>	
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用(第28条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第29条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第29条第2項）</p>	
16 指定保育所等訪問支援の取扱方針	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。また、支援上必要な事項に、保育所等訪問支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、自らその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 ※ 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第30条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第30条第2項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三3（15）②）</p> <p>社会福祉法第78条 都条例139第87条 準用（第30条第3項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三3（15）③） 平成24年9月7日24福保 第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 保育所等訪問支援計画の作成等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る保育所等訪問支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者及び障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的な内容、指定保育所等訪問支援の提供上の留意事項その他必要事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該保育所等訪問支援計画の原案に含めるよう努めているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第11条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第12条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第12条第3項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第12条第4項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、当該保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(9) 保育所等訪問支援計画に変更のあった場合、（2）から（6）に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第12条第5項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第12条第6項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第12条第7項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第12条第8項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第12条第9項）</p>	
18 児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、17に規定する（2）から（8）までの業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19に規定する相談及び援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	都条例139第87条 準用（第12条第1項）	
19 相談及び援助	指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例139第87条 準用（第31条）	
20 指導、訓練等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、各指定保育所等訪問支援事業所において常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、（1）から（3）までに規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第32条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第32条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第32条第3項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第32条第4項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第34条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第34条第2項）</p>	
22 緊急時等の対応	<p>指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第36条）</p>	
23 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第37条）</p>	
24 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第11条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第11条第3項）</p>	
25 運営規程	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、各指定保育所等訪問支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項</p> <p>キ 緊急時等の対応方法</p> <p>ク 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>ケ その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例139第87条 準用（第79条の8）</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、各指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所は、各指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことができる。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定保育所等訪問支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第14条第1項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三3（27）①）</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条第2項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三3（27）②）</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条第3項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三3（27）③）</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条第4項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三3（27）④）</p>	
26の2 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第14条の2第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条の2第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条の2第3項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
27 安全計画の策定等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定保育所等訪問支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定保育所等訪問支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第87条 準用（第51条の2第1項）</p> <p>都条例139 第87条 準用（第51条の2第2項）</p> <p>都条例139 第87条 準用（第51条の2第3項）</p> <p>都条例139 第87条 準用（第51条の2第4項）</p>	
28 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p>	<p>都条例139 第87条 準用（第51条の3第1項）</p>	
29 衛生管理等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所における感染症又は食中毒の発生、又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第39条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第39条第2項） 都規則167 第8条の2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
30 掲示	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を指定保育所等訪問支援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p>	<p>都条例139第87条 準用(第41条第1項)</p> <p>都条例139第87条 準用(第41条第2項)</p>	
31 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139第87条 準用(第42条第1項)</p> <p>都条例139第87条 準用(第42条第2項)</p> <p>都条例139第87条 準用(第42条第3項) 都規則167 第8条の3</p>	
32 虐待等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139第87条 準用(第43条第1項)</p> <p>都条例139第87条 準用(第43条第2項) 都規則167 第8条の4</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
33 秘密保持等	<p>(1) 管理者及び指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第45条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第45条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第45条第3項）</p>	
34 情報の提供等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定保育所等訪問支援を利用することができるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第68条の2第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第68条の2第2項）</p>	
35 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第47条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第47条第2項）</p>	
36 苦情解決	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの指定保育所等訪問支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第48条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第48条第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関し、児福法第21条の5の21第1項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定保育所等訪問支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第48条第3項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第48条第4項）</p>	
37 地域との連携等	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。	都条例139第87条 準用（第49条第1項）	
38 事故発生時の対応	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流失等） コ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第50条第1項） 令和5年5月9日付5福保 障施第320号「施設・事 業所における事故等防 止対策の徹底について (通知)」</p> <p>都条例139第87条 準用（第50条第2項）</p>	
39 会計の区分	指定保育所等訪問支援事業者は、各指定保育所等訪問支援事業所において経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	都条例139第87条 準用（第52条）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
40 記録の整備	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11（1）に規定する提供した指定保育所等訪問支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>イ 17に規定する保育所等訪問支援計画</p> <p>ウ 23の規定による区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 29（2）に規定する身体拘束等の記録</p> <p>オ 34（2）に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 36（1）に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>都条例139第87条 準用（第53条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第53条第2項）</p>	
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p>	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、児福法施行規則第18条の35第1項第5号及び第18条の30第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）及び第5号から第7号までに定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 指定保育所等訪問支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p>	<p>児福法第21条の5の20第3項</p> <p>児福法施行規則第18条の35第1項第5号及び第3項</p> <p>児福法施行規則第18条の30第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者</p> <p>（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>児福法第21条の5の18第3項 児福法第21条の5の26第1項 児福法施行規則第18条の37</p> <p>児福法第21条の5の26第2項及び第3項 児福法施行規則第18条の38</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第6 障害児通所給付費の算定及び取り扱い 1 基本事項 2 保育所等訪問支援給付費	(1) 指定保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、指定保育所等訪問支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 (1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (2) 次の厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ア 訪問支援員が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 イ 訪問支援員が、障害児に対する直接支援業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者	児福法第21条の5の3 平24厚労告122の一 平24厚労告122の二 平24厚労告122別表第5の1の注1 平24厚労告122別表第5の1の注1の2 障発0330第16通知第二の2(5)① 準用(第二の2(4)①)	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
3 初回加算	<p>(3) 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合</p> <p>(ア) その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50</p> <p>イ 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93</p> <p>ウ 訪問支援員が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) 1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たさない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>エ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) その翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たさない場合は、減算が適用された5月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>(4) 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、第4の31の(2)又は(3)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第5の1の注2 障発0330第16通知 第二の1(6)及び(7)</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注3</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注4</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の2注</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
4 家庭連携加算	指定保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員又は児童発達支援管理責任者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて平24厚労告122別表第5の1の3の注のイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第5の1の3注	
5 利用者負担上限額管理加算	指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第5の2注	
6 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 2から5までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	平24厚労告122 別表第5の3の注	
7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、2から5までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第5の4の注	
8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業者等が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援等を行った場合は、第6の2から5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第5の5の注	

指 導 検 査 基 準 (指定医療型児童発達支援)

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）

「都条例139」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

「都規則167」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）

「障発0330第12通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

「平24厚労告122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

「障発0330第16通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針 1 一般原則	(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定医療型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定医療型児童発達支援を提供しているか。 (2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定医療型児童発達支援の提供に努めているか。 (3) 指定医療型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (4) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例139 第3条第1項 都条例139 第3条第2項 都条例139 第3条第3項 都条例139 第3条第4項 令和5年5月9日付5福保 障施第319号「施設・事 業所における虐待防止 体制の整備の徹底につ いて（通知）」	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
2 基本方針	指定医療型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、指導及び訓練並びに治療を適切かつ効果的に行っているか。	都条例139 第60条	
第2 人員基準		児福法第21条の5の19第1項	
1 従業者の員数	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者</p> <p>イ 児童指導員 1人以上</p> <p>ウ 保育士 1人以上</p> <p>エ 看護職員 1人以上</p> <p>オ 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>カ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>(2) (1)の従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置いているか。</p> <p>(3) (1)及び(2)までに規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>(4) 保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限って、障害児の支援に直接従事する従業者をこれら児童への保育に従事させているか。</p>	<p>都条例139 第61条第1項 都規則167 第14条第1項</p> <p>都条例139 第61条第2項 都規則167 第14条第2項及び第3項</p> <p>都規則167 第14条第4項</p>	
2 管理者	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所において指定医療型児童発達支援事業所を管理する者（以下「管理者」という。）を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の管理にかかる職務に従事する者になっているか。ただし、当該指定医療型児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定医療型児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>都条例139 第62条 （第7条第1項準用）</p> <p>都条例139 第62条 （第7条第2項準用）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備</p>	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所について、次のとおりの設備の基準を満たしているか。</p> <p>ア 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</p> <p>イ 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</p> <p>ウ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</p> <p>エ 階段の傾斜は緩やかにすること。</p> <p>(2) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1)アに掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項</p> <p>都条例139 第63条第1項</p> <p>都条例139 第63条第2項</p>	
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 利用定員</p> <p>2 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員は10人以上となっているか。 (利用定員とは、一日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。)</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定医療型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定医療型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者との間で当該指定医療型児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定医療型児童発達支援の内容</p> <p>ウ 当該指定医療型児童発達支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定医療型児童発達支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定医療型児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項</p> <p>都条例139 第65条 都規則167 第15条</p> <p>都条例139 第69条 (第16条第1項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第16条第2項準用)</p> <p>社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第12通知 第43(6) (第33(2)準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 契約支給量等の報告等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、当該指定医療型児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例139 第69条 （第17条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第17条第2項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第17条第3項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第17条第4項準用）</p>	
4 提供拒否の禁止	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定医療型児童発達支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ・ 入院治療が必要な場合 ・ 当該指定医療型児童発達支援事業所が提供する指定医療型児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定医療型児童発達支援を提供することが困難な場合等をいう。 	<p>第69条（第18条準用） 障発0330第12通知 第四3（6） （第三3（4）準用）</p>	
5 連絡調整に対する協力	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の障害児の利用について区市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第69条（第19条準用）</p>	
6 サービス提供困難時の対応	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し、自ら必要な指定医療型児童発達支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定医療型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例139 第69条（第20条準用）</p>	
7 受給資格の確認	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例139 第69条（第21条準用）</p>	
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例139 第69条 （第22条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第22条第2項準用）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
9 心身の状況等の把握	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例139 第69条（第23条準用）	
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例139 第69条 （第24条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第24条第2項準用）</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該指定医療型児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定医療型児童発達支援の提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、（1）の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定医療型児童発達支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例139 第69条 （第25条第1項準用） 障発0330第12通知 第四3（6） （第三3（10）①準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第25条第2項準用）</p>	
12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 13の（1）から（3）に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) （1）の規定により通所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の（1）から（3）までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>都条例139 第69条 （第26条第1項準用） 障発0330第12通知 第四3（6） （第三3（11）準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第26条第2項準用）</p>	
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けているか。 ア 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 イ 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき児福法第二十一条の五の二十九第二項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p>	<p>都条例139 第66条第1項</p> <p>都条例139 第66条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次のアからウまでに掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	都条例139 第66条第3項 都規則167 第16条	
	<p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p>	都条例139 第66条第4項	
	<p>(5) 指定医療型児童発達支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	都条例139 第66条第5項	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型児童発達支援事業者が提供する指定医療型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	都条例139 第69条 (第28条準用)	
16 指定児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	都条例139 第67条第1項 都条例139 第67条第2項	
	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、医療型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定医療型児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。支援上必要な事項に、医療型児童発達支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。</p>	都条例139 第69条 (第30条第1項準用) 都条例139 第69条 (第30条第2項準用) 障発0330第12通知 第四3(6) (第三(15)②準用)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 医療型児童発達支援計画の作成等	<p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、提供する指定医療型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定医療型児童発達支援事業者は、自らその提供する指定医療型児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 ※ 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定医療型児童発達支援に係る通所支援計画（以下「医療型児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメントという。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者及び障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定医療型児童発達支援の具体的内容、指定医療型児童発達支援の提供上の留意事項その他必要事項を記載した医療型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定医療型児童発達支援事業所が提供する指定医療型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該医療型児童発達支援計画の原案に含めるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、医療型児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該医療型児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。 この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>社会福祉法第78条 都条例139 第69条 （第30条第3項準用） 障発0330第12通知 第四3（6） （第三3（15）③準用） 平成24年9月7日24福保 第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」</p> <p>都条例139 第69条 （第11条第2項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第12条第2項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第12条第3項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第12条第4項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第12条第5項準用）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 児童発達支援管理責任者の責務	(6) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画を作成した際には、当該医療型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	都条例139 第69条 (第12条第6項準用)	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成後、当該医療型児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、医療型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。	都条例139 第69条 (第12条第7項準用)	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	都条例139 第69条 (第12条第8項準用)	
	(9) 医療型児童発達支援計画に変更のあった場合、(2)から(6)に準じて取り扱っているか。	都条例139 第69条 (第12条第9項準用)	
	児童発達支援管理責任者は、17に規定する(2)から(8)までの業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19に規定する相談及び援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	都条例139 第69条 (第12条第1項準用)	
19 相談及び援助	指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例139 第69条 (第31条準用)	
20 指導、訓練等	(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行っているか。	都条例139 第69条 (第32条第1項準用)	
	(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、各指定医療型児童発達支援事業所において常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	都条例139 第69条 (第32条第2項準用)	
	(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	都条例139 第69条 (第32条第3項準用)	
	(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までに規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	都条例139 第69条 (第32条第4項準用)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
21 食事	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所（医療型児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。また、その献立は、可能な限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>都条例139 第69条 （第33条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第33条第2項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第33条第3項準用）</p>	
22 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第69条 （第34条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第34条第2項準用）</p>	
23 健康管理	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者（医療型児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、障害児に対する通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法第11条、第13条及び第17条に規定する健康診断に準じて行っているか。 ただし、次に掲げる健康診断が行われた場合には、上記の健康診断にかかわらず、下記の全部又は一部を行わないことができる。 ア 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 障害児の通所開始時の健康診断 イ 障害児が通学する学校における健康診断 定期健康診断又は臨時の健康診断</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者の健康診断に当たっては、十分に注意を払っているか。</p>	<p>都条例139 第69条 （第35条第1項準用） 都規則167 第17条 （第8条準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第35条第2項準用）</p>	
24 緊急時等の対応	<p>指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定医療型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第69条（第36条準用）</p>	
25 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例139 第68条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
26 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例139 第69条 (第11条第1項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第11条第3項準用)</p>	
27 運営規程	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、各指定医療型児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 利用定員</p> <p>オ 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>カ 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）</p> <p>キ 指定医療型児童発達支援の利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>サ その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例139 第64条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定医療型児童発達支援を提供することができるよう、各指定医療型児童発達支援事業所において、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業員の勤務体制を定めているか。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業所は、各指定医療型児童発達支援事業所において、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業員によって指定医療型児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことを認める。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定医療型児童発達支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、適切な指定医療型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第69条 (第14条第1項準用) 障発0330第12通知 第四3(6) (第三3(27)①準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第14条第2項準用) 障発0330第12通知 第四3(6) (第三3(27)②準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第14条第3項準用) 障発0330第12通知 第四3(6) (第三3(27)③準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第14条第4項準用) 第四3(6) (第三3(27)④準用)</p>	
28の2 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定医療型児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第69条 (第14条の2第1項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第14条の2第2項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第14条の2第3項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
29 定員の遵守	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定医療型児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>原則として、利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。</p> <p>(1) 一日当たりの障害児の数 ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去3ヶ月間の障害児の数 直近の過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>都条例139 第69条（第38条準用） 障発0330第12通知 第四3（6） （第三3（29）①準用）</p> <p>障発0330第12通知 第四3（6） （第三3（29）②準用） 障発0330第16通知 第二1（5）</p>	
30 非常災害対策	<p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。（※階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所）</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 指定医療型児童発達支援事業者は、(4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。</p> <p>(6) 避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。(要配慮施設のみ)</p> <p>(7) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。</p>	<p>都条例139 第69条 (第51条第1項準用) 平成28年9月9日障障発 0909第1号「障害者支援 施設等における利用者 の安全の確保及び非常 災害対策時の体制の整 備の強化・徹底につい て」</p> <p>都条例139 第69条 (第51条第2項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第51条第3項準用)</p> <p>水防法第15条の3第1項 及び第2項 土砂災害警戒区域等 における土砂災害防止対 策の推進に関する法律 第8条の2第1項、第2項</p> <p>水防法第15条の3第5項 土砂災害警戒区域等 における土砂災害防止対 策の推進に関する法律 第8条の2第5項</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
31 安全計画の策定等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、当該指定医療型児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定医療型児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定医療型児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、定期的な安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第69条 準用(第51条の2第1項)</p> <p>都条例139 第69条 準用(第51条の2第2項)</p> <p>都条例139 第69条 準用(第51条の2第3項)</p> <p>都条例139 第69条 準用(第51条の2第4項)</p>	
32 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。</p>	<p>都条例139 第69条 準用(第51条の3第1項)</p> <p>都条例139 第69条 準用(第51条の3第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
33 衛生管理等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所における感染症又は食中毒の発生、又はまん延を防止するため、規則で定める次の措置を講じているか。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、次の点に留意しているか。 ア 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じていること。</p>	<p>都条例139 第69条 (第39条第1項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第39条第2項準用) 都規則167 第17条 (第8条の2準用)</p> <p>障発0330第12通知 第四3 (6) (第三3 (31) ①準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
34 掲 示	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>都条例139 第69条（第41条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条（第41条第2項準用）</p>	
35 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</p>	<p>都条例139 第69条 （第42条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第42条第2項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第42条第3項準用）</p>	
36 虐待等の禁止	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139 第69条（第43条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条（第43条第2項準用）</p> <p>都規則167 第17条 （第8条の4準用）</p>	
37 秘密保持等	<p>(1) 管理者及び指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを行う者に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139 第69条 （第45条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第45条第2項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第45条第3項準用）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
38 情報の提供等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定医療型児童発達支援を利用できるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようになっているか。</p>	<p>都条例139 第68条の2第1項</p> <p>都条例139 第68条の2第2項</p>	
39 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受していないか。</p>	<p>都条例139 第69条 (第47条第1項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第47条第2項準用)</p>	
40 苦情解決	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの指定医療型児童発達支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、提供した指定医療型児童発達支援に関し、児福法第21条の5の22第1項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正委員会が行う調査又はあっせん可能な限り協力しているか。</p>	<p>都条例139 第69条 (第48条第1項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第48条第2項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第48条第3項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第48条第4項準用)</p>	
41 地域との連携等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者（医療型児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うように努めているか。</p>	<p>都条例139 第69条 (第49条第1項準用)</p> <p>都条例139 第69条 (第49条第2項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
42 事故発生時の対応	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流失等） コ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第69条 （第50条第1項準用） 令和5年5月9日付5福保 障施第320号「施設・事 業所における事故等防 止対策の徹底について （通知）」</p> <p>都条例139 第69条 （第50条第2項準用） 平成28年9月15日付 雇 児総発0915第1号ほか 「社会福祉施設等にお ける防犯に係る安全の 確保について」</p>	
43 記録の整備	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。 ア 11（1）に規定する提供した指定医療型児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 イ 17の医療型児童発達支援計画 ウ 25の規定による区市町村への通知に係る記録 エ 33（2）に規定する身体拘束等の記録 オ 39（2）に規定する苦情の内容等の記録 カ 41（1）に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>都条例139 第69条 （第53条第1項準用）</p> <p>都条例139 第69条 （第53条第2項準用）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、児福法施行規則第18条の35第1項第2号及び第18条の28第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第6号、第8号及び第9号に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※指定医療型児童発達支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 建物の構造概要及び事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項</p> <p>(2) (1)の届出であって、指定医療型児童発達支援の利用者の定員の増加に伴う場合、当該指定医療型児童発達支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、児福法施行規則で定める以下の基準に従い業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p>	<p>児福法第21条の5の20第3項</p> <p>児福法施行規則第18条の35第1項第2号及び第3項</p> <p>児福法施行規則第18条の28第1項</p> <p>児福法施行規則第18条の35第2項</p> <p>児福法第21条の5の18第3項</p> <p>児福法第21条の5の26第1項</p> <p>児福法施行規則第18条の37</p> <p>児福法第21条の5の26第2項及び第3項</p> <p>児福法施行規則第18条の38</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第6 障害児通所給付費の算定及び取り扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 医療型児童発達支援給付費</p> <p>3 家庭連携加算</p>	<p>(1) 指定医療型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1（1の注7を除く）により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に10円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。</p> <p>(2) （1）の規定により、指定医療型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 医療型児童発達支援給付費（平24厚労告122別表第2のイからニまで）については、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位を算定しているか。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、次に該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ア 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、医療型児童発達支援計画が作成されていない場合 （ア）その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70 （イ）減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50 イ 下記のいずれかの定員超過に該当する場合 100分70 （ア）1日当たり利用障害児数が、定員50人以下の場合は当該定員の150%を、定員が51人以上の場合は当該定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を、それぞれ超過している場合 （イ）過去3か月間の平均利用障害児数が、定員の125%を超過している場合</p> <p>(3) 営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、第4の35の（2）又は（3）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>指定医療型児童発達支援事業所の従業者又は指定発達支援医療機関の職員（以下、「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>児福法第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122の一</p> <p>平24厚労告122の二</p> <p>平24厚労告122別表第2の1の注1</p> <p>平24厚労告122別表第2の1の注2 障発0330第16通知第二1(5)、(7)</p> <p>平24厚労告122別表第2の1の注3</p> <p>平24厚労告122別表第2の1の注4</p> <p>平24厚労告122別表第2の2の注</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
4 事業所内相談支援加算	<p>(1) 事業所内相談支援加算（Ⅰ） 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に3の家庭連携加算又は（2）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(2) 事業所内相談支援加算（Ⅱ） 指定医療型児童発達支援事業所等において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に3の家庭連携加算を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の2の2の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第2の2の2の注2</p>	
5 食事提供加算	<p>(1) 食事提供加算（Ⅰ） 指定医療型児童発達支援事業所において、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 食事提供加算（Ⅱ） 指定医療型児童発達支援事業所において、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の3の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第2の3の注2</p>	
6 利用者負担上限額管理加算	指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、第4の14の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第2の4の注	
7 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の5の注1</p> <p>4厚労告122 別表第2の5の注2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
8 欠席時対応加算	<p>(3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次のア又はイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（1）又は（2）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>ア 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定発達支援医療機関の職員（イにおいて「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、平24厚労告122別表第2の1のロ又はニを算定している指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において1月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。</p>	平24厚労告122 別表第2の5の注3	
9 特別支援加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき、所定単位数を算定しているか。	平24厚労告122 別表第2の7の注	
10 送迎加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する者として都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第2の7の2の注	
11 保育職員加配加算	<p>(1) 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算しているか。</p>	平24厚労告122 別表第2の7の3の注1 平24厚労告122 別表第2の7の3の注2	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
12 個別サポート加算	<p>(1) 個別サポート加算（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 個別サポート加算（Ⅱ） 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定医療型児童発達支援を行う必要があるものに対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の8の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第2の8の注2</p>	
13 延長支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の9の注</p>	
14 関係機関連携加算	<p>(1) 関係機関連携加算（Ⅰ） 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 関係機関連携加算（Ⅱ） 障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等の連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の9の2の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第2の9の2の注2</p>	
15 保育・教育等移行支援加算	<p>障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第2の9の3の注</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
16 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から15までにより算定した単位数の100分の51に相当する単位数</p>	平24厚労告122 別表第2の10の注	
17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算を算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	平24厚労告122 別表第2の11の注	
18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業者が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合は、2から15までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平24厚労告122 別表第2の12の注	